令和元年度厚生労働行政推進調查事業費補助金 厚生労働科学特別研究事業 分担研究報告書

製薬企業のガバナンスに関する現状及び例外規定が適用となる要件の検討

研究代表者 亀井 美和子 日本大学薬学部 教授

研究要旨

平成 30 年度に厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において薬機法の改正について議論がなされ、製造販売業者のガバナンス体制の強化策の一つとして、総括製造販売責任者(総責)に求められる要件を明確化するとともに、やむを得ない場合に限り、薬剤師以外の者を総責に選任できるような例外規定を設けることとされた。本研究では、例外規定の運用にあたっての地方自治体による行政事務の円滑かつ適正な実施のため、製造販売業者のガバナンスに関する現状を正確にとらえるとともに、例外規定が適用となる要件及び例外規定がなし崩し的に継続適用されないための社内体制等について検討した。

医薬品製造販売業者(企業)を対象として実施したアンケート調査及びインタビュー調査の結果からは、多くの企業において総責がその責務を適正に果たしうる環境にあることが認められたが、総責と役員の考えには相違点もみられた。年間売上規模が小さい企業ほど、後継者候補がいないと回答した割合が高かったが、薬剤師要件で困った経験がある企業は年間売上規模に拘わらず 4~6割を占めたことから、売上規模が大きい企業と小さい企業とではその背景が異なることが推察された。企業が総責に求める資質、経験等は多岐に亘っており、各企業における育成体制が必要と考えられたが、その体制を有する企業はわずかであった。調査結果及び研究班での協議を踏まえ、総責の交代時に後継者候補として育成していた薬剤師が不在となった場合など、必要な能力及び経験を有する薬剤師がいない場合が、例外規定適用の要件に該当すると考えられた。また、例外規定を適用するためには、繰り返し適用することのないよう、総責たる薬剤師を置くための育成体制や採用計画等の社内体制の確認とともに、例外規定適用期間の上限が必要であり、5年間を上限とすることが適当と考えられた。

A. 研究目的

平成14年の薬事法改正により、医薬品等総括製造販売責任者(以下、総責という。)を中心とした製造販売業者のガバナンス体制が法制化されたが、近年生じている製造販売業者による法令違反事例において、総責等が適切かつ十分に職責を果たしていない場合があることが示唆され、製造販売業者のガバナンス体制を整備する必要が生じている。

現行の医薬品、医療機器等の品質、有効性 及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法。 以下、薬機法という。)において、総責は、品 質管理業務及び製造販売後安全管理業務を監 督し、それぞれの業務に必要な措置を決定し 実行させ、その結果を確認する役割を担って おり、それぞれの業務に関する法令及び実務 に精通するとともに、薬学的知見が求められることから、一部の例外を除き薬剤師要件が 課されているところである。

しかしながら、平成30年度に厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において薬機者の改正について議論がなされ、製造販売業者のガバナンス体制の強化策の一つとして、総元の責務を果たすことが電化するとともであるとい場合はできない場合はできない場合はできない場合はできない場合はであることがないように、専門的見地が高いることがないように、専門の配置、薬剤師たる総責の社内での継続的な育成などの社内での継続的な育成などの社内での継続的な育成などの社内での継続的な育成などの社内での継続的な育成などの社内での継続的な育成などの社内での継続的な育成などの社内での継続的な育成などの社内での継続的な育成などの社会に関いている。

体制を整備する必要性も示唆された。

そこで本研究では、例外規定の運用にあたっての地方自治体による行政事務の円滑かつ適正な実施のため、製造販売業者のガバナンスに関する現状を正確にとらえるとともに、薬剤師以外の者を総責として選任できる、いわゆる「やむを得ない場合」とはどのような場合が該当するのかについて具体的に検討し、さらに、例外規定の適用を受ける状態が限定的となるよう製造販売業者の社内体制に関する要件、総責たる薬剤師の養成方策等についてもあわせて検討することとした。

B. 研究方法

1. 研究の流れ

本研究においては、まず、研究班において 本研究に必要な調査事項を洗い出したうえで、 医薬品製造販売業者にアンケート調査及びイ ンタビュー調査を実施し、製造販売業者のガ バナンス等の現状、及び、要件を満たす薬剤 師が確保できない製造販売業者における課題 等を把握するための基礎資料を作成した。そ の後、資料に基づき、どのような場合に薬剤 師以外の者を総責として選任できるか、選任 する薬剤師以外の者が有するべき知識等につ いて協議し、総責に薬剤師以外の者を選任で きる要件等に関する案を策定した。さらに、 製造販売業者数社に対しては、例外規定の適 用により責務を果たすことが可能な総責を選 任できるか等、都道府県に対しては、例外規 定の適用の可否を実務上判断できるか等をヒ アリングにより確認し、その結果を踏まえて、 例外規定のあり方を検討した。

2. アンケート調査

(1)調査の実施方法

アンケート調査は、第一種医薬品製造販売業、第二種医薬品製造販売業、体外診断用医薬品製造販売業のいずれかの許可を有する製造販売業者(以下、医薬品製造販売業者という。)を対象に、日本製薬団体連合会(以下、日薬連という。)の協力を得て、PRAISE-NETにて実施した。

対象者: 総責及び役員

調査実施期間:

令和元年7月29日~8月16日

(2)調查項目

総責に対する質問票(別添1-1)は、製造販売業者の基本情報(7項目)、総責の職位・社内規定(14項目)、総責のサポート体制(7項目)、総責の属性・経験(4項目)、総責の育成体制(7項目)、薬剤師の配置・採用状況(8項目)、総責の薬剤師要件(8項目)、ガバナンスの現状(6項目)、総責に求める資質(3項目)で構成した。

役員に対する質問票(別添1-2)は、総 責のあるべき職位、総責たる薬剤師の育成、 総責の薬剤師要件、総責に求める資質等に関 する17項目とした。

(3)集計・分析方法

総責、役員の各々について回答を集計した。 総責の回答の一部は、製造販売業者の売り上 げ規模別、許可種類別とのクロス集計を行っ た。また、総責に求められる資質は、自由回 答の記述から資質に関わる単語を抽出して集 計した。なお、医薬品製造販売業者における 総責の職位や三役体制の実態については、日 薬連が平成 28 年に実態調査を実施している ため、本調査結果との比較のため当該調査結 果を参照した。

3. インタビュー調査

(1)調査の実施方法

研究代表者及び(又は)研究分担者が医薬品製造販売業者を訪問し、対象者に面接形式で半構造化質問票(別添2)を用いたインタビューを行った。インタビューの音声はそのまま文字に起こし、総責を取り巻く環境等に関わる発言を質問内容別に抽出した。

対象者:

製造販売業の許可の種類、売り上げ規模、 内資・外資などの企業特性が異なる医薬品 製造販売業者を30社程度抽出し、調査に同 意が得られた15社程度を調査対象とした。 回答者は総責及び役員とした。

調查実施期間:

令和元年10月7日~令和2年1月27日

(2)調查項目

総責に対する質問は、総責となるまでの経歴、現在の職位、雇用形態、三役体制、総責のサポート体制、総責が有するべき知識・スキル、薬剤師であることで良かったこと、総責の業務の実施にあたっての問題点があった

か、あった場合はその原因、薬剤師採用の状況、薬剤師である総責を確保・育成するための仕組み、総責の薬剤師要件の問題点等とした。

役員に対する質問は、法令遵守のための社 内的、組織的な取り組みとした。

C. 研究結果

1. アンケート調査の結果

(1)回答数

総者の回答数は 361 社、役員の回答数は 263 社であった。

(2)集計結果

項目ごとの集計結果は別添3のとおりであった。これらの結果のうち、主な点を以下に述べる。

①総責の職位について (総責の回答)

総責の職位は、役員が 35.6%、部長職以上の割合は 75.7%であった。また、経営会議のメンバーであるという回答が 53.7%を占めた。平成 28 年の日薬連調査においては、役員は 35%、部長職以上は 71%であり、経営会議のメンバーであるとした割合は 45%であったことから、総責の職位が高い方向にシフトしていることが示された。しかしながら、総責が一般社員である割合は 7.2%と、日薬連調査での 9%とほぼ変化はなく、総責が法律で規定される責務を全うする環境がない可能性があると考えられる企業が依然として一定数存在した。

②総責のあるべき職位について(総責及び役員の回答)

総責のあるべき職位は、回答者の総責と役員ともに部長職以上とする割合が8割以上を占めたが、会社法の役員とした割合は総責6.9%、役員6.5%であり、回答者(総責)に占める会社法の役員の割合(20.8%)よりも少なかった。また、現在総責が経営会議のメンバーではない場合で、「総責は経営会議のメンバーであるべきか」の問いに「はい」と回答した割合は、総責38.3%、役員17.2%であり、総責と役員の考えの違いが示唆された。

③職務の実施状況 (総責の回答)

「総責が措置を決定し実施する仕組みが問題なく動いているか」に対して、「はい」と回

答した割合は91.7%であった。また、「総責の 措置決定や実施の仕組みについて不安はある か」に対して「不安はない」「ほとんど不安は ない」が合わせて 89.2%であり、大部分の企 業は問題なく総責が役割を果たしていると考 えられた。総責を支援するスタッフ組織がある とした割合は 61.5%に留まり、37.7%はない と回答した。「法令では、総責は、業務を公正 かつ適正に行うために必要があると認めると きは、製造販売業者に対し、文書により必要な 意見を述べることとされているが、これに該当 する事例があったか。また、その際、製造販売 業者(経営トップ)に対し文書により必要な意 見を述べたか」という設問に対して「機会があ り、文書により意見を述べた」は29.9%、「機 会はあったが、文書による意見は述べなかった」 は9.7%であった。

「総責が措置を決定し実施する仕組みが問 題なく動いているか」に対して「いいえ」と回 答した企業は6.1%と少なかったが、その内訳 をみると、81.8%は不安を感じており(全体で は10.5%)、自由記述において総責の措置決定 が最終決定とならない等の問題が挙げられて いた。また、「いいえ」と回答した企業の68.2% は総責を支援するスタッフ組織がなかった。さ らに、総責が部長職以上の割合は 40.9% (全 体では 75.7%)、総責が安責のライン (組織) 上の上司もしくは上位の職位者であるとする 回答は36.4%(全体では72.3%)、総責が品責 のライン (組織) 上の上司もしくは上位の職位 者であるとする回答も 36.4% (全体では 63.2%) であった。経営トップへの意見具申に ついては、「文書により必要な意見を述べた」 が31.8%、「機会はあったが、文書による意見 は述べなかった」が13.6%であった。

④薬剤師の資格要件で困った経験(総責及び役員の回答)

「総責の資格要件に薬剤師が規定されていて困ったことはあるか」に対して「ある」と回答した割合は、総責が49.9%、役員が61.2%であった。どのような点で困ったかについて、最も回答が多かった選択肢は、総責、役員ともに「社内の組織運営に基づく人事異動とは別枠で、薬剤師を総責にするための人事異動をしなければならない」であった。困ったことが「ある」と回答した割合は、売上規模が1,000億円超の企業では57.7%、10億円以下の企業では

53.1%であり規模との関連性は認められなかった。また、許可種別では、第1種のみの企業が 44.4%、第2種のみ(一般用医薬品のみ)の企業が 57.5%、体外診断用薬のみの企業が 57.5%であり、いずれの許可種別においても $4\sim6$ 割であった。

⑤総責を育成する仕組み(総責及び役員の回答) 総責の育成について、「社内で育成できるか」 と「総責たる薬剤師を育成するための枠組み (キャリアプラン、研修制度等) はあるか」に ついて回答を求めたところ、社内において育成 できると回答した割合は、総責が 76.7%、役 員が 75.3%であったが、育成するための枠組 みがあると回答した割合は、総責が5.3%、役 員が 12.5%であり、育成できるが育成するた めの仕組みは設けられていないことが把握で きた。社内で育成できないと回答(総責)した 企業は23.0%であったが、そのうち63.9%(全 体では 49.9%) は薬剤師要件で困ったことが あると回答した。また、「薬剤師は入社後、将 来総責に就任することを意識した研修の体制 があるか」については「いいえ」が94.2%(総 責の回答)を占めた。「はい」は5.0%と少なか ったが、そのうちの 88.9%は総責を社内で育 成できるとした。社内で育成できないと回答 (総責) した割合は、売上規模が小さいほど増 加する傾向が認められた。許可種別では、第2 種のみ(医療用医薬品あり)の企業が 38.3% と最も高く、第1種と第2種を有する企業が 15.0%、体外診断用薬のみの企業が 20.0%な

社内において「総責の資格要件(経験・経歴等)を規定しているか」について、「規定している」と回答した割合は57.9%(総責の回答)であった。

⑤総責の後継者候補 (総責の回答)

どであった。

総責の後継者候補として、ふさわしい薬剤師がいないと回答した企業は 35.5%であった。 ふさわしい薬剤師がいると回答した 64.3%のうち、半数 (50.0%) は、その候補者をすぐにアサインできないと回答し、その理由は「QA・PV 管理の十分な知識は有しているが社内ガバナンス力が不足」28.4%、「十分な経験と知識を有するが年齢が若く適切な職位でない」20.7%、「社内ガバナンス力は有しているが、QA・PV 管理の知識が不足」15.5%のほか、「そ

の他」が 33.6%であり、経験が十分ではない、一部の資質が十分ではない、別部署から異動させることで他部署に影響が出る、などが主な理由として挙げられた。また、「アサインできるまでに必要な期間」は、3~5年が 37.9%と最も多く、1~3年 35.3%と 1年以内 0.9%を合わせると、74.1%が 5年以内であった。一方、5年以上が 11.2%。年数での回答困難が 14.7%であった。ふさわしい薬剤師がいないと回答した割合は、売上規模が小さいほど増加する傾向が認められ、売上規模が 1,000億円超の企業では 7.7%であったのに対し、10億円以下の企業では 56.6%であり、その差は大きかった。許可種別では、第2種のみ(一般用医薬品のみ)の企業が 52.5%と最も高かった。

⑥総責に求められるもの(総責及び役員の回答)

「総括製造販売者に求められるもの」について自由記述で回答を求めた結果、具体的な記載が得られた回答数は、総責が284 社、役員が226 社であった。回答中に含まれた資質・能力を抽出し、同一と思われた用語を統一して集計した結果、上位3つは総責・役員とも共通しており、上位から「判断力・意思決定力」「知識」「法令遵守」であった。第4位、第5位は、総責が「経験」「理解力」であり、役員は「意見力・発信力」「経験」であった。挙げられた資質・能力の多くが総責と役員とで共通していた。

2. インタビュー調査の結果

(1)対象企業の概要

調査への協力が得られ、総責へのインタビュー調査を完了した企業は14社であった。そのうち役員のインタビュー調査を完了したのは9社であった。14社の内訳は、内資12社、外資2社、年間売上は、10億円以下3社、10~100億円8社、100~500億円1社、1000億円超2社であった。総責が勤務する地域は、関東地方6社、中部地方1社、近畿地方5社、九州地方2社であった。

(2)調査結果

インタビュー調査で得られた回答の内容を整理した。回答には個人の経歴、製品・企業のの情報などが含まれており、個人・企業を特定できる可能性があること、また、職位、雇用形態、三役体制、総責のサポート体制、総責が有するべき知識・スキルについては、アンケート

調査と同様の回答が得られたことから、本報告書においては、インタビューの回答で得られたアンケート調査の設問に含まれていなかった内容(総責の薬剤師要件の意義と問題点等)をまとめた。

①薬剤師であることの強み

- ・製造系の基礎知識がある(逸脱が起こった際の原因を推測しやすい)。
- ・薬の代謝や体内動態を知っている。
- ・基礎的な素地があり、わからなくても容易に 調べられる。
- ・薬機法の知識、基本的な考え方を理解している。
- ・安全性に関しては疾患名に抵抗がない(薬理作用がわかっている等)。
- ・薬害の知識、副作用等の安全情報の勉強をしている。
- ・倫理観を醸成する教育を受けている。
- ・局方の意味、通則を知っている。
- ・薬剤師の国家資格は保険となり、経営者に対して強く言うことができる。
- ・薬学部出身ということで相談できる人がいる(他社の品責・薬務課の人)。
- ・薬学で勉強したことをすべて業務に使える。
- ・薬剤師に対する信頼がある。

②総責としての意識、やりがい

- ・総責に最も求められるのは安全管理、出荷の判定など薬害を起こさないという意思が必要。
- ・経営会議でしっかり言える状態がないと難 しい。判断を実際下す際には自分が理解できて いるかが重要。
- ・リスクが大きく、特に手当はないため、積極的に総責になりたい人はいない。
- ・職位が低く気が弱い人だと問題である。
- ・ 責任は重いし当局から指導を受けるなど大変だがやりがいはある。
- ・外から総責を持ってくると問題があるような気がする(できれば中から育ってほしい)。
- ・急に総責にはなれない。
- ・総責になったからといって給料は変わらず責任だけ持たされるため、やりがいはない。
- ・急に総責になって役員に意見するのは難しい(若くて職位が低い人を総責にするのは組織 上難しい)。
- ・他の人が言えないことを言わないといけない。

- ・総責が意見したことを文書に残すというのは大変だと思う(査察などで見せて会社に影響があることを考えると難しい)。
- ・自分が意見したことで変わったことがあると嬉しい。
- ・会社側ばかり見ていては務まらない。
- ・総責は品責と安責をみれる組織の長、責任があり、やりがいがある。

③薬剤師の採用に関して

- ・大きな会社だと薬剤師は沢山いるが、中小で 条件が良くない企業は採用が難しいのではな いか。
- ・企業規模的に特に費用的な面で薬剤師の採用は負担であり難しい。要件がなければ、採用 したくないのではないか。
- ・社内で薬剤師を育てるというよりは、企業で一定の経験のある薬剤師(シニア)を採用している。
- ・規模が小さく薬剤師を複数おけないので兼 任する必要がある。
- ・薬剤師を積極的に採る意識はある。
- ・6年制になってから製薬企業にくる人が少なくなった。
- ・薬学部出身でも薬剤師免許がない人がいる。
- ・若い人を育てても資格を持っていると流動 的で転職してしまう。
- ・地域的に人が来ない。
- ・メジャーじゃないため薬剤師の採用が難しい。
- ・病院・薬局も給与が高く求人も多いので新卒 採用は特に難しい。
- ・製造管理者や総責の仕事等製造業で薬剤師がどんなことをするのかイメージがない。
- ・品質保証や学術・工場の品質管理室は薬剤師、MR は別学部でも可、研究開発は薬学・化学・農学、修士という条件を付けている。
- ・薬剤師は給料に差をつけて採用の時からオープンにして採用している。
- ・薬剤師を採用条件としているわけではない が望ましい資格として結果的に入ってきてい る。
- ・薬剤師だと優先的に一次を通すなど薬剤師を優先的に採用する。
- ・若い薬剤師の採用は苦労しており全て中途 採用である。
- ・採用しても転職してしまう。

④薬剤師以外の者が総責になるとした場合に 必要と考える知識等

- ・製造のことを理解するためには、理学部系・ 化学系、生物製剤だと農学系がよい。
- ・ベースとして生物学の知識、安全管理(安 責)・品質管理(品責)の経験と知識・薬機法 などの法令の知識が必要。
- ・薬学・生物学・化学の大卒のベースがあれば 問題ない。
- ・バックグラウンドとしては理系の大学卒が必要である。
- ・理学部出身でもよいが、薬害などの安全情報の教育が必要。
- ・獣医や医師は安全性は理解しているが、製造については理解していないかもしれない。
- ・薬剤師以外の 3 要件を満たすには経験が必要である。
- ・ISO、品質管理の顧客対応、製造時の管理、 品質検査の管理のレベルの実際が分かってい て、それなりの化学的な知識がある。
- ・GMPの経験があると判断は強固になる。
- ・コンプライアンス精神が高く経営陣に対し て物おじしない人。
- ・品質管理・製造管理・販売情報提供活動等の 実務経験や外部の講習会・業界団体の集まりな どでの勉強を経て知識・経験があればよい。
- ・利益とは独立して患者保護や法令順守を考 えられるコンプライアンス精神。
- ・体診では ISO や QMS の知識が重要、製販の品質経験など製造の理解が重要。
- ・生産本部で製造管理者や QA 経験した人がよく、研究開発の人がポンとなるのは難しい。
- ・明確な基準 (GQP や GVP の実務経験 3 年以上など)があった方がよい。
- ・薬剤師免許を持たない薬学部出身者、化学的な学部なら MR 認定試験のような認定試験を付加するのがよい。
- ・公的な総責の資格認定があると自由度がとれてよい。
- ・大学は文科系でもよいが薬を市場に売ると いう責任や副作用の知識が必要。

D. 考察

(1) 製造販売業者のガバナンス等の現状

アンケート調査の結果、総責の職位は部長職以上の企業が 4 分の 3 以上を占め、経営会議のメンバーである企業が半数を超えているなど、平成 28 年に日薬連が実施した実態調査結

果と比較して、総責がその責務を適正に果たしうる環境は改善傾向であることがうかがえた。 一方、総責のあるべき職位については、総責と 役員の考えには相違があり、総責が経営会議の メンバーであるべきと回答した割合は総責が 4割弱であったのに対し、役員は2割未満であった。ほとんどの役員は、総責が経営会議メン バーではないことで困ったことはないと回答 したが、総責の約1割は、困ったことがあると 回答している。

総責の責務の遂行状況については、9割以上 の企業が問題なく果たせていると回答し、総責 の措置決定や実施の仕組みについて、不安がな いか、ほとんど不安がない企業が約9割と大部 分を占めた。しかしならが、問題なく果たせて いるかに対して「いいえ」と回答した企業は、 規模が比較的小さく、総責の職位が低い、三役 体制が機能していない、総責を支援するスタッ フ組織がない等の傾向がみられた。これらの企 業は、総責の責務遂行に不安を感じている割合 が高かったことから、責務を適正に果たしうる 環境の改善を可能な限り早く図るべきと考え られた。

(2) 要件を満たす薬剤師の確保の課題等

総責の資格要件に薬剤師が規定されていて 困ったことがある企業は、総責と役員の回答に 若干差がみられたが、5~6割であった。どの ような点で困ったかについて、最も回答が多か ったのは「社内の組織運営に基づく人事異動と は別枠で、薬剤師を総責にするための人事異動 をしなければならない」であり、薬剤師を総責 とする枠組みを設けていないため人事異動の 際に困る状況があることが推察された。また、 資質・経験などが十分な薬剤師がいないことも 理由として挙げられた。インタビュー調査にお いては、主に売上規模が小さい企業や地域特性 により、薬剤師の採用が困難であるという意見 が挙げられた。薬剤師の資格要件で困ったこと があると回答した企業の割合は、売上規模、製 販業の許可種別によらず4~6割を占めたが、 社内の薬剤師数は売上規模、許可種別によって 差がみられたことから、困ったことがある背景 は、企業規模や許可種別によって異なることが 推察された。

総責に求められる資質等については、総責、 役員ともに共通しており、上位に挙げられたも のは「判断力・意思決定力」「知識」「法令遵守」 「経験」「理解力」「意見力・発信力」などであった。また、知識と経験のほかに人物(人柄、人格)に関わる資質も多く挙げられており、総責に求める資質の幅は広く、企業によっても重視する視点には違いがあることが推察された。

(3)総責の後継者の育成等

総責の育成については、社内において育成できると回答した割合は、総責、役員ともに約4分の3を占め、売上規模が大きい企業ほど育成できる割合が高くなる傾向がみられた。社内で育成できないと回答した企業(総責)は、薬剤師要件で困っていると回答した割合が高された。社内において育成できると回答した企業と回答したが、育成するための枠組みがあるとといて育成するための仕組みを設けていないるとで育成するための仕組みを設けていないできるとが示唆された。なお、社内において総責の資本が示唆された。なお、社内において総責が約4割を占めており、総責を育成する計画のと考えられた。

総責の後継者候補として、ふさわしい薬剤師がいると回答した企業は約3分の2を占めたが、その半数は、その候補者をすぐにアサインできないと回答した。その理由は総責とするための資質、経験が十分ではないこと、異動させることで影響が生じることなどであった。アサインできるまでに必要な期間は5年以内とする回答が4分の3を占めた。後継者としてふさわしい薬剤師がいない企業については、育成計画などの後継者としてふさわしい薬剤師を確保する方策が必要であり、また、後継者がいるがすぐにアサインできない企業については、育成計画、人事異動計画などによりアサインできるようにするための方策が必要と考えられた。

(4) 例外規定のあり方の検討

アンケート調査及びインタビュー調査の結果を踏まえて、研究班において例外規定のあり 方を協議した。

総責の制度が創設された当時は、総責の役割を明確には理解していない企業があったかもしれないが、現在は総責の責務とその重要性を認識していない企業はなく、認識していない企業は、医薬品製造販売業者として適格とは言えないであろう。総責がその職責を果たすために

は職位や三役体制が重要であることは言うまでもない。薬剤師要件に困った経験があるという声がある一方で、多くの企業において社内で総責を育成する枠組みが設けられていないことは問題であり、総責たる薬剤師を育成する計画や枠組みを作る必要がある。その際、企業が考える総責に求める資質・経験には幅があると考えられるが、企業において要件を明確にし、育成計画に反映させることも必要と考えられる。また、総責をサポートする体制の充実も図るべきである。

薬剤師以外の者を総責とする「やむを得ない 場合」の考え方についても、社内での総責の育 成体制と切り離すべきではなく、例外規定の適 用は、社内での後継者の育成計画、薬剤師の採 用計画等が示されることを前提とすべきであ ろう。企業において薬剤師要件に困る場合とし ては、後継者候補の薬剤師の経験が不足してい る、資質が不足している、年齢が若い、職位が 低いなどが挙げられたが、これらは企業が総責 たる薬剤師を育成することを前提としていれ ば解消できる可能性が高い。したがって、「薬 剤師を総責とすることが著しく困難な場合」に 該当するやむを得ない場合とは、総責の交代時 に、後継者候補であった薬剤師が不測の事態に より不在となり、次の後継者の育成までに時間 を要する場合などが該当すると考えられる。一 方、例外規定適用を指導する都道府県が運用し やすいルールであり、かつ、企業側がその根拠 を提出する必要があることから、都道府県に提 出する資料の様式は企業の意見も踏まえて具 体化すべきである。

例外規定はあくまでも例外であることから、連続での適用は好ましくないが、後継者の育成等に要する期間を考慮すると、例外規定の適用期間は一定の年数とすることが望ましい。アンケート調査においては、後継者候補がいる企業においては、後継者候補がいる企業においても当時ではアサインできるまでに5年以上を要すると回答したが、大部分は5年以内にアサインできると回答していたことから、5年間を適用期間の上限とすることが妥当と考えられた

また、薬剤師以外の者を総責とする場合の 総責の要件として、経験については薬剤師の総 責と同じく三役通知 1の内容が適当であると 考えられた。

E. 結論

総責がその責務を適正に果たすために必要な職位及び三役体制は、改善傾向であることがうかがえた。年間売上規模が小さい企業ほど、後継者候補がいないと回答した割合が高かったが、薬剤師要件で困った経験がある企業は年間売上規模に拘わらず4~5割を占めたことから、売上規模が大きい企業と小さい企業とではその背景が異なることが推察された。企業が総責に求める資質、経験等は多岐に亘っており、各企業における育成体制が必要と考えられたが、その体制を有する企業はわずかであった。

調査結果及び研究班での協議を踏まえ、総責の交代時に、後継者候補として育成していた薬剤師が不測の事態により不在となった場合など、必要な能力及び経験を有する薬剤師がいない場合が、例外規定が適用となる要件に該当すると考えられた。また、例外規定を適用するためには、繰り返し適用することのないよう、総責たる薬剤師を置くための育成体制や採用計画等の社内体制を確認すること、例外規定の期間の上限を定めることが必要である。

今後の課題であるが、①薬剤師の受験資格が 六年制薬学教育課程修了者のみに与えられる ことを踏まえ、六年制薬学教育において医薬品

¹「医薬品の製造販売業者における三役の適切な 業務実施について」(平成 29 年 6 月 26 日付け の製造、総責の責務に係る教育の充実を図り、 医薬品製造販売業への関心を高める必要があること、②薬剤師の確保が困難である状況が継続したり、総責に求められる資質が薬剤師要件と合致しない可能性があるのであれば、海外の制度などにみられるように認定制度について検討することも有用と考えられた。

F. 研究発表

1. 論文発表なし

2. 学会発表なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得なし

2. 実用新案登録なし

3. その他 なし

薬生発第 0626 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生 局長通知)